

市第 115 号議案 横浜市土地利用審査会条例の一部改正について

1 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成 26 年 5 月 28 日に制定され、「国土利用計画法」（以下「国土法」という。）が一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）されることに伴い、「横浜市土地利用審査会条例」（以下「条例」という。）を一部改正します。

2 土地利用審査会の概要

国土法第 39 条第 1 項の規定に基づき設置されており、同法に基づく土地売買の届出に対して市長が勧告する際や、市長が監視区域等を指定・解除しようとする際などに意見を述べることなどを行っています。なお、同条第 10 項に基づき、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めています。

3 国土法の改正内容

国土法第 44 条で定められた「大都市の特例」の改正により、規制区域の指定等を行う権限が指定都市へ移譲されます。

4 条例改正の内容

(1) 国土法改正への対応

規制区域の指定等については、これまで都道府県知事が指定するものとされていたため、この取り扱いにつき、条例では定めがありませんでした。このたび、指定都市に規制区域の指定等についての権限が移譲されることになったため、関連条文を追加します。

(2) 改正の内容

規制区域とは、土地の投機的取引を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用を確保することを目的として、都道府県知事（国土法改正後は指定都市の長を含む）が指定するものです。区域内での全ての土地取引は都道府県知事等の許可制となり、不許可となった場合は契約自体が無効となります。

規制区域の指定等に関する議事は、私権を制限することにつながるため、その可否の判断は慎重を期すべきとの考えに基づき、一般の議事（出席委員の過半数）よりも厳しい要件（委員の過半数）が求められます。今回改正はこの点につき対応します。

(3) 施行日

平成 27 年 4 月 1 日（改正国土法の施行と同日）